

子育てひろば「みずきっこ」運営事業 仕様書

1 事業目的

故山崎倫子氏（名誉市民）から遺贈を受けた山崎邸の 2 階部分を活用し、平成 29 年 10 月、子育てひろば「みずきっこ」（地域子育て支援拠点）を北町高齢者センター内に武蔵野市が設置した。北町高齢者センター全体の管理運営は指定管理者として公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下「福祉公社」という）が受託しているが、「みずきっこ」の運営事業者については、市民の力による子育て支援サービスの提供及び地域参加型の子育て支援施設実現のために、福祉公社から運営事業者に対する委託事業とする。子育てひろば「みずきっこ」の運営により、子育ての孤立化、不安感、負担感の増大に対処し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての悩みを相談できる場を提供することを目的とする。

2 運用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

※令和 9 年度に北町高齢者センターの大規模改修を予定している。子育てひろば「みずきっこ」の運営に際し、事業の休止や一部制限が発生する可能性がある。

3 場 所

武蔵野市吉祥寺北町四丁目 1 番 16 号 2 階

※1 階部分は隣接する北町高齢者センターのデイサービスとして利用する。

4 事業概要

(1) 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づき、武蔵野市から受託し福祉公社が実施する以下①～④の事業（地域子育て支援拠点事業）。

- ① 子育て親子（妊娠期含む）の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上）

(2) 北町高齢者センターとの交流事業

(3) その他

①対 象 : 0 歳～未就学児の親子（妊娠期含む）

②定 員 : 常時 10 組程度

③開設時間 : 午前 10 時～午後 4 時

④職員配置 : 専任職員を常時 2 名以上

⑤休 館 日 : 土曜日、日曜日、祝祭日・年末年始

⑥施設規模 :

ア 面積 子育てひろば 31.8 m²

事務室 9.9 m²

イ 設備 授乳コーナー、オムツ交換台、調乳用設備、トイレ、棚等

※上記のほか、屋外にベビーカー置き場・自転車置き場

5 全般的事項

(1) 関係法令の遵守

施設の運営にあたっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法、地域子育て支援拠点事業実施要綱、その他関係法令を遵守すること。

(2) 保険の加入等

運営事業者の責任により、利用者その他第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で、賠償や傷害等の必要な保険に加入すること。

(3) 施設長の配置

常勤の施設長を1名配置すること。なお、施設長は配置職員人数に含めることができる。

(4) 実績報告等

運営事業者は、会計年度ごとの実績報告及び決算報告を当該会計年度の終了後1か月以内に福祉公社に提出すること。また、運営日誌や経理に関する帳簿等必要な書類を備えること。

(5) その他

- ① 利用者の自己負担は、原材料等の実費負担、受益者を考慮の上決定すること。
- ② 利用者の安全には十分配慮すること。
- ③ サービスの提供や安全管理に必要な設備を室内に設置すること。
- ④ 防火・防災管理に関しては防火管理者の管理・監督を受ける。

6 会計事項

(1) 経費の支払

- ① 福祉公社は、子育てひろばの事業運営に要する経費（以下、「事業経費」という。）を委託事業者に概算払で支払うものとする。
- ② 上記の支払は、4期に分割して支払うものとする。

(2) 事業経費の請求

- ① 事業経費の額を福祉公社の定める手続により、請求するものとする。
- ② 福祉公社は、前項の規定による請求書を受理した日から30日以内に受託事業者を支払うものとする。

(3) 事業経費の精算

- ① 受託事業者は、支払を受けた事業経費の執行の内訳を明らかにした精算書を契約期間の終了後、福祉公社が別に指定する日までに提出しなければならない。
- ② 受託事業は、前項の規定により精算した場合において、残金を生じたときは、速やかにこれを福祉公社に返納しなければならない。

(4) 事業経費の変更

福祉公社は、事業運營業務の執行に要する費用額が予定額（9,466,890円令和6年度予算額）を下回ると認められるときは、福祉公社、受託事業者協議のうえ、減額の措置を執ることができる。

7 その他

- (1) この仕様書は、施設を運営するにあたり最低限の基準を定めたものである。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、添付の質問・回答一覧を参照し、その上で契約に関し疑義が生じたときは、福祉公社と受託事業者とは誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。
- (3) 受託事業者が福祉公社から支払われる委託金で購入した物品の所有権は受託事業者に帰属する。これらの物品は、契約終了後には受託事業者の責任で処分するものとする。
- (4) 契約の延長は、受託事業者の契約期間内の活動状況を、契約書約款及び本仕様書における記載事項と照らし合わせて福祉公社、受託事業者の協議の上で確認をし、判断する。更新の場合は1年毎とし、最長令和12年3月31日までとする。